

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「公衆浴場等施設の衛生管理におけるレジオネラ症対策に関する研究」
令和3年度分担研究報告書

「入浴施設の衛生管理及び集団発生疫学調査ガイドライン作成」

	研究代表者	前川純子	国立感染症研究所
○	研究分担者	黒木俊郎	岡山理科大学
○	研究分担者	佐々木麻里	大分県衛生環境研究センター
	研究分担者	金谷潤一	富山県衛生研究所
	研究分担者	中西典子	神戸市環境保健研究所
	研究分担者	田栗利紹	長崎県環境保健研究センター
	研究協力者	森本 洋	北海道立衛生研究所
	研究協力者	大森恵梨子	仙台市衛生研究所
	研究協力者	武藤千恵子	東京都健康安全研究センター
	研究協力者	陳内理生	神奈川県衛生研究所
	研究協力者	中嶋直樹	神奈川県衛生研究所
	研究協力者	磯部順子	富山県衛生研究所
	研究協力者	枝川亜希子	大阪健康安全基盤研究所
	研究協力者	平塚貴大	広島県衛生研究所
	研究協力者	藤江香子	愛媛県今治保健所
	研究協力者	浅野由紀子	愛媛県立衛生環境研究所
	研究協力者	緒方喜久代	大分県薬剤師会検査センター
	研究協力者	倉 文明	国立感染症研究所
	研究協力者	中臣昌広	一般財団法人日本環境衛生センター
	研究協力者	斉藤利明	株式会社ヤマト
	研究協力者	藤井 明	株式会社ヘルスビューティー
	研究協力者	縣 邦雄	アクアス株式会社
	研究協力者	石森啓益	柴田科学株式会社

「入浴施設における衛生管理ガイドライン（案）」は名称を「入浴施設の衛生管理の手引き（案）」に修正したうえで、これを全国の保健所を有する自治体に配付し、現場にて試験的に利用することを含めて手引き（案）に対する意見を募集した。寄せられた意見を参考にして修正を行った。令和元年度から検討を重ねてきた「公衆浴場等入浴施設を原因とするレジオネラ症集団発生時調査ガイドライン（案）」はワーキンググループから意見を求めて修正を行い、さらに名称を「公衆浴場等入浴施設が原因と

疑われるレジオネラ症調査の手引き（案）」に変更した。

A. はじめに

入浴施設はレジオネラ症の発生に関連する重要な施設の 1 つであり、しばしば集団発生事例もみられる。そこで、入浴施設はレジオネラ属菌の増殖・定着を防ぐための衛生管理を徹底することが求められている。厚生労働省は「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」並びに「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を発出し、入浴施設の衛生管理の技術的助言を提供しており、これらを参考にして保健所による入浴施設の衛生指導や入浴施設での衛生管理が行われている。

上述の要領やマニュアルは管理方法の具体的な記述が少ないため、指導や衛生管理の現場から具体的な管理方法の要望があった。そこで、当研究班で具体的な管理方法を紹介することを目的とした手引きを作成することとした。

レジオネラ症は平成 30 年以降は毎年 2,000 症例を超える患者が感染症法に基づいて報告されているが、入浴施設は当該感染症発生の重要な関連施設となっている。症例の発生時には患者と感染症発生関連施設の疫学・環境調査が実施され、発生に関与する要因が解明することで感染症の予防に役立てられる。しかし、疫学・環境調査にはレジオネラ属菌に関する専門的知識や経験が必要となる。そこで、調査担当者を支援するために調査ガイドライン案の作成を試みた。

B. 方法

本研究では、「入浴施設における衛生管理ガイドライン（案）」（以下、衛生管理ガイドライン案）及び「公衆浴場等入浴施設を原因とするレジオネラ症集団発生時調査ガイドライン（案）」（以下、疫学調査ガイドライン案）を作成するために、研究班の分担研究者及び研究協力者で構成するワーキンググループを形成した。各ガイドライン案の内容はワーキンググループで検討した。

今年度は昨年度までに作成した衛生管理ガイドライン案を研究班の構成メンバーに配付するとともに、全国の衛生研究所を有する自治体に配付し、保健所の衛生指導に試験的に利用することを依頼し、衛生管理ガイドライン案に記述されている内容に対する意見を求めた。

令和元年度から作成した疫学調査ガイドライン案は、当研究班メンバー及びメンバーが所属する自治体の感染症担当者、環境衛生担当者に提示して、項目・内容・使い勝手などに対して出された意見を基に改良した。改良後の案をワーキンググループ会議に諮り、変更を加えた。

C. 結果および考察

衛生管理ガイドライン案に対して研究班の構成メンバー並びに 17 自治体から 160 余りの意見が寄せられた。いただいた意見を基にして衛生管理ガイドライン案を修正した（別添 資料 1：入浴施設の衛生管理の手引き）。

意見の中には Q&A の作成を求めるものや管理のチェックリスト、記録簿の具体的

な事例を示してほしいといった要望があった。これらの要望に応える内容を検討する時間が必要であることから、今年度の報告書では作成しないこととした。衛生管理ガイドライン案は名称を「入浴施設における衛生管理の手引き」（衛生管理の手引き）に変更することとした。

疫学調査ガイドライン案は集められた意見を参考にしてワーキンググループで修正を加え、さらに本文に「別添 1 患者調査票」、「別添 2-1、別添 2-2 施設調査票」、「別添 3 持ち物チェックリスト」を加えて構成した。当初は「ガイドライン」という名称で作成を始めたが、行政的に縛りのある文書と受け取られかねないため、名称を「公衆浴場等入浴施設が原因と疑われるレジオネラ症調査の手引き」（レジオネラ症調査の手引き）とし、研究班のホームページ上に公開した。公開したレジオネラ症調査の手引きは別添のとおりである（別添 資料 2：レジオネラ症調査の手引き）。

レジオネラ症調査の手引き本文については、項目番号等軽微な修正を行った。施設調査票については 2020 年度に大幅に変更したために不足していた項目を追加し、紙に印刷して持ち歩けるよう体裁を整えた。本手引きは調査のノウハウが少ない保健所を対象に作成していることから、どういう観点から当該項目の調査をしているかが分かるように、調査項目を文章で記載するという方式とし、調査項目の説明を調査票の印刷範囲外に記載し、調査の一助となるよう工夫した。

これら手引き本文と調査票を、研究班ホームページに一般の人がアクセスできない状態で掲載し、ワーキンググループの確認

を経て、公開した (<https://sites.google.com/view/legionella-resgr/>)。公開にあたって、調査票については使用者がダウンロードして自由に書き換えられるよう、Microsoft Word ファイルまたは Microsoft Excel ファイルで添付した。

レジオネラ症に関する行政の調査は主に保健所が行うが、人員削減に加え頻繁な人事異動のために調査技術の継承に困難を生じている。本手引きは、調査手法の一例を示し、レジオネラ症発生時の原因究明に資するものとする。

D. まとめ

令和 3 年度の活動では、衛生管理ガイドライン案を研究班の構成メンバーと全国の衛生研究所を有する自治体に配付して内容に対する意見を求め、集められた意見を参考にして修正を行った。さらに衛生管理ガイドライン案の名称を衛生管理の手引きに変更した。疫学調査ガイドライン案は研究班メンバー及びメンバーが所属する自治体の感染症担当者、環境衛生担当者に提示して意見を求め、収集した意見に基づいて疫学調査ガイドライン案を修正した。さらに疫学調査ガイドライン案の名称を疫学調査の手引きに変更し、それを研究班のホームページで公開した。

E. 研究発表

該当なし

F. 知的財産権の出願・登録状況

該当なし